

日薬連発第 301 号
2024 年 4 月 25 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

**【情報提供】有機溶剤中毒予防規則等の一部を
改正する省令等の施行について（連絡）**

標記について、厚生労働省安全衛生部化学物質対策課環境改善・ばく露防止対策室より、下記のとおり連絡がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお願いいたします。

【「厚生労働省安全衛生部化学物質対策課環境改善・ばく露防止対策室」からの連絡文】
厚生労働省安全衛生部化学物質対策課環境改善・ばく露防止対策室です。

平素より労働安全衛生行政とりわけ化学物質のばく露防止対策の推進にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

標記について、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 44 号）及び個人ばく露測定講習規程（令和 6 年厚生労働省告示第 93 号）が本年 3 月 18 日に公布され、令和 8 年 10 月 1 日から施行されるところです。
（一部については、令和 6 年 7 月 1 日から施行されます）

また、当該改正省令及び告示の趣旨、内容等について、都道府県労働局に対し「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和 6 年 4 月 4 日付け基発 0404 第 2 号）を発出し、[厚生労働省の HP](#) に掲載しておりますので以下のとおり情報提供させていただきます。

○有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 44 号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001241079.pdf>

○個人ばく露測定講習規程（令和 6 年厚生労働省告示第 93 号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001241081.pdf>

○「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和 6 年 4 月 4 日付け基発 0404 第 2 号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001241083.pdf>

○パブリックコメントの結果

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000270817>

上記リンクについては、以下のページに一式掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

また、上記通達で引用しているインターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について（‘令和6年4月4日付け改正）については以下のページに掲載されます。

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc_keyword?keyword=%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%83%8D%E3%83%83%E3%83%88&dataId=00tc5617&dataType=1&pageNo=1&mode=0

=====

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課 環境改善・ばく露対策室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：(代表)03-5253-1111(内線：5610)
(直通)03-3502-6756

=====